

江東区移動支援事業の請求方法（令和3年4月提供分以降）

1. 明細書の「給付費明細欄」記載方法

サービスコード表をご参照の上、下記の例により算定してください。

- ・サービスコードは **4桁** です。
- ・サービス内容ごとに「**単価（円）**」を設定しています。
- ・請求の最小単位は0.5時間です。0.5時間ごとに「基本単価」を設定しています。
- ・1日を0時～24時とし、「基本単価」は、1日ごとに0時～24時の間でサービス提供のあった時間を算定します。
- ・日中の時間帯は、「基本単価」のみで算定します。
- ・20分以上サービス提供があった場合に0.5時間を算定します。20分未満は切り捨てます。

<例1>

サービス提供時間		サービス時間数	サービス支給決定
開始時間	終了時間		
10:00	12:00	2時間	身体介護を伴う

【明細書の「給付費明細欄」記載方法】

- ・身体介護を伴うサービスの「基本単価」2.0時間を算定します。

サービス内容	サービスコード	算定額	回数	当月算定額
伴う 2.0	1114	7,459	1	7,459

<例2>

サービス提供時間		サービス時間数	サービス支給決定
開始時間	終了時間		
17:00	17:45	45分	身体介護を伴わない

【明細書の「給付費明細欄」記載方法】

- ・0.5時間ごとに「基本単価」を算定するため、「17:00～17:30」については、身体介護を伴わないサービスの「基本単価」0.5時間を算定します。
- ・「17:30～17:45」の15分間については、20分未満のため切り捨てとなり、算定できません。

サービス内容	サービスコード	算定額	回数	当月算定額
伴わない 0.5	5111	1,176	1	1,176

「ヘルパー2人派遣対象者」の支給決定を受けている利用者について、身体介護を伴うサービスをヘルパー2名で行った場合、ヘルパー2人目の請求は「2人」のサービスコードにて算定します。

<例3>

サービス提供時間		サービス時間数	サービス支給決定
開始時間	終了時間		
13:00	14:00	1時間	身体介護を伴う

- ヘルパー2名が「13:00～14:00」にサービスを提供

【明細書の「給付費明細欄」記載方法】

- ヘルパー1人目は、身体介護を伴うサービスの「基本単価」1.0時間を算定します。
- ヘルパー2人目は、身体介護を伴うサービスの「基本単価 2人」1.0時間を算定します。

サービス内容	サービスコード	算定額	回数	当月算定額
伴う 1.0	1112	4,502	1	4,502
伴う 1.0 2人	1128	4,502	1	4,502

1日に複数回のサービスを提供した場合に、その間隔が2時間未満の場合は、通算して1回のサービスとして算定します。

<例4>

サービス提供時間		サービス時間数	サービス支給決定
開始時間	終了時間		
10:00	11:00	1時間	身体介護を伴う
12:00	14:00	2時間	身体介護を伴う

【明細書の「給付費明細欄」記載方法】

- 1回目のサービス終了時間（11:00）と2回目のサービス開始時間（12:00）の間隔が1時間で、2時間未満のため、通算し、身体介護を伴うサービスの「基本単価」3.0時間を算定します。

サービス内容	サービスコード	算定額	回数	当月算定額
伴う 3.0	1116	9,329	1	9,329

- ・日中以外の時間帯は、「基本単価」に加えて、サービス開始時刻が属する時間帯における「時間帯加算」（早朝加算・夜間加算・深夜加算）を**0.5時間ごとに算定します**。
- ・0.5時間のうち、サービス開始時刻が属する時間帯のサービス提供時間が15分未満の場合は、多くの時間を占める時間帯の加算を算定します。
- ・サービスの提供時間が8時間を超えた場合は、「超過加算」を0.5時間ごとに算定します。

時間帯	時間
深夜	0:00～6:00
早朝	6:00～8:00
日中	8:00～18:00
夜間	18:00～22:00
深夜	22:00～24:00

<例5>

サービス提供時間		サービス時間数	サービス支給決定
開始時間	終了時間		
18:00	18:30	30分	身体介護を伴う

【明細書の「給付費明細欄」記載方法】

- ・身体介護を伴うサービスの「基本単価」0.5時間と、身体介護を伴うサービスの「夜間加算」0.5時間を1回算定します。

サービス内容	サービスコード	算定額	回数	当月算定額
伴う 0.5	1111	2,856	1	2,856
伴う 夜間0.5	1223	716	1	716

<例6>

サービス提供時間		サービス時間数	サービス支給決定
開始時間	終了時間		
16:00	20:00	4時間	身体介護を伴わない

【明細書の「給付費明細欄」記載方法】

- ・身体介護を伴わないサービスの「基本単価」4.0時間を算定します。
- ・「18:00～20:00」については夜間の時間帯のため、身体介護を伴わないサービスの「夜間加算」0.5時間を4回算定します。

サービス内容	サービスコード	算定額	回数	当月算定額
伴わない 4.0	5118	6,932	1	6,932
伴わない 夜間0.5	5223	291	4	1,164

<例7>

サービス提供時間		サービス時間数	サービス支給決定
開始時間	終了時間		
7:45	8:15	30分	身体介護を伴う

【明細書の「給付費明細欄」記載方法】

- ・身体介護を伴うサービスの「基本単価」0.5時間を算定します。
- ・サービス提供時間のうち、「7:45～8:00」は早朝の時間帯で15分間、「8:00～8:15」は日中の時間帯で15分間となり、同じ時間数です。この場合、サービス開始時刻（7:45）が属する時間における「早朝加算」0.5時間を算定します。

サービス内容	サービスコード	算定額	回数	当月算定額
伴う 0.5	1111	2,856	1	2,856
伴う 早朝0.5	1222	716	1	716

<例8>

サービス提供時間		サービス時間数	サービス支給決定
開始時間	終了時間		
7:50	8:20	30分	身体介護を伴わない

【明細書の「給付費明細欄」記載方法】

- ・身体介護を伴わないサービスの「基本単価」0.5時間を算定します。
- ・サービス提供時間のうち、「7:50～8:00」は早朝の時間帯で10分間、「8:00～8:20」は日中の時間帯で20分間となり、日中の提供時間の方が多いため、日中の時間帯で算定します（時間帯加算は算定しません）。

サービス内容	サービスコード	算定額	回数	当月算定額
伴わない 0.5	5111	1,176	1	1,176

<例9>

サービス提供時間		サービス時間数	サービス支給決定
開始時間	終了時間		
7:00	19:00	12時間	身体介護を伴う

【明細書の「給付費明細欄」記載方法】

- ・サービス提供時間のうち、「7:00～15:00」は、身体介護を伴うサービスの「基本単価」8.0時間を算定します。「15:00～19:00」は、身体介護を伴うサービスの「超過加算」0.5時間を8回算定します。
- ・サービス提供時間のうち、「7:00～8:00」は「早朝加算」0.5時間を2回算定します。また、「18:00～19:00」は「夜間加算」0.5時間を2回算定します。

サービス内容	サービスコード	算定額	回数	当月算定額
伴う 8.0	1126	18,625	1	18,625
伴う 超過0.5	1211	929	8	7,432
伴う 早朝0.5	1222	716	2	1,432
伴う 夜間0.5	1223	716	2	1,432

<例10>

サービス提供時間		サービス時間数	サービス支給決定
開始時間	終了時間		
16:50	19:20	2時間30分	身体介護を伴わない

【明細書の「給付費明細欄」記載方法】

- ・身体介護を伴わないサービスの「基本単価」2.5時間を算定します。
- ・サービス提供時間のうち、「16:50～17:50」の1時間は日中の時間帯となり、時間帯加算は算定しません。
- ・「17:50～18:20」の30分間は、「17:50～18:00」が日中の時間帯で10分間、「18:00～18:20」が夜間の時間帯で20分間となり、夜間の提供時間の方が多いため、「夜間加算」0.5時間を1回算定します。
- ・「18:20～19:20」の1時間は夜間の時間帯となり、「夜間加算」0.5時間を2回算定します。
- ・以上により、「夜間加算」0.5時間は合計3回算定します。

サービス内容	サービスコード	算定額	回数	当月算定額
伴わない 2.5	5115	4,614	1	4,614
伴わない 夜間0.5	5223	291	3	873

- ・その他の加算については、「初回加算」、「利用者負担上限額管理加算」、「特定事業所加算Ⅰ～Ⅳ」を設定しています。
- ・「初回加算」、「特定事業所加算Ⅰ～Ⅳ」の算定要件については、居宅介護に準じます。
- ・「利用者負担上限額管理加算」は、利用者が、利用者負担額の合計額の管理を行う移動支援事業者以外の移動支援事業者からサービスの提供を受けた際に、利用者負担額の合計額の管理を行った場合に、1月につき算定します。ただし、利用者負担額の合計額が利用者負担上限月額未満である場合は、当該加算は算定できません。
- ・特定事業所加算は、当月算定額の合計（初回加算、利用者負担上限額管理加算を除く）に対して、Ⅰは20%、Ⅱ・Ⅲは10%、Ⅳは5%の額を加算します。

<例 1 1 >

提供日	サービス提供時間		サービス時間数	サービス支給決定
	開始時間	終了時間		
4月1日	10:00	12:00	2時間	身体介護を伴わない
4月15日	10:00	18:00	8時間	身体介護を伴わない

- ・月の利用日数は2日（4月1日と4月15日）
- ・「初回加算」と「利用者負担上限額管理加算」が算定可能
- ・都道府県に「特定事業所加算Ⅱ」の届出を行っており、算定可能

【明細書の「給付費明細欄」記載方法】

- ・「初回加算」、「利用者負担上限額管理加算」を1回ずつ算定します。
- ・「特定事業所加算Ⅱ」は、当月算定額の合計（初回加算、利用者負担上限額管理加算を除く）について、10%の額を加算します。

この場合、「特定事業所加算Ⅱ」の算定対象となる金額は、「伴わない 2.0」の当月算定額「3,841円」と、「伴わない 8.0」の当月算定額「13,115円」の合計額16,956円です。

これより、「特定事業所加算Ⅱ」の算定額は、 $16,956円 \times 10\% = 1,695円$ （小数点以下は切り捨て）となります。

「特定事業所加算Ⅱ」のサービスコードは、「特定事業所加算Ⅱ 1」（単価1円）と「特定事業所加算Ⅱ 4」（単価1,000円）の2種類で算定してください。

この例では、「特定事業所加算Ⅱ 1」（単価1円）を695回、「特定事業所加算Ⅱ 4」（単価1,000円）を1回算定します。

サービス内容	サービスコード	算定額	回数	当月算定額
伴わない 2.0	5114	3,841	1	3,841
伴わない 8.0	5126	13,115	1	13,115
初回加算	3251	2,240	1	2,240
上限額管理加算	3261	1,680	1	1,680
特定事業所加算Ⅱ 1	3221	1	695	695
特定事業所加算Ⅱ 4	3224	1,000	1	1,000

・次の資格を持つ移動支援従事者がサービス提供を行った場合、「基本単価」、「超過加算」、「時間帯加算」（早朝加算・夜間加算・深夜加算）について、「身体介護を伴うサービス」は30%、「身体介護を伴わないサービス」は10%減算します。

請求は、減算サービスコードにて行います。

【減算対象となる資格要件】

- ①障害者居宅介護従業者基礎研修課程の修了者
- ②訪問介護員養成研修3級課程の修了者
- ③居宅介護従業者養成研修3級課程の修了者
- ④居宅介護事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたもの

・次の資格を持つサービス提供責任者が作成した移動支援計画に基づき、サービス提供を行った場合、「基本単価」、「超過加算」、「時間帯加算」（早朝加算・夜間加算・深夜加算）について、「身体介護を伴うサービス」、「身体介護を伴わないサービス」ともに30%減算します。

請求は、減算サービスコードにて行います。

【減算対象となる資格要件】

- ①介護職員初任者研修課程の修了者
- ②居宅介護職員初任者研修課程の修了者
- ③訪問介護員養成研修2級課程の修了者
- ④居宅介護従業者養成研修2級課程の修了者

<例12>

サービス提供時間		サービス時間数	サービス支給決定
開始時間	終了時間		
12:00	13:00	1時間	身体介護を伴う

・「障害者居宅介護従業者基礎研修課程」の修了者がサービス提供を行ったとする

【明細書の「給付費明細欄」記載方法】

身体介護を伴うサービスの「基本単価・減算30%」1.0時間を算定します。

サービス内容	サービスコード	算定額	回数	当月算定額
伴う 1.0 減30	1144	3,147	1	3,147

<例13>

サービス提供時間		サービス時間数	サービス支給決定
開始時間	終了時間		
14:00	16:00	2時間	身体介護を伴わない

・「介護職員初任者研修課程」を修了したサービス提供責任者が作成した移動支援計画に基づきサービス提供を行ったとする

【明細書の「給付費明細欄」記載方法】

身体介護を伴わないサービスの「基本単価・減算30%」2.0時間を算定します。

サービス内容	サービスコード	算定額	回数	当月算定額
伴わない 2.0 減30	5146	2,688	1	2,688

2. 明細書の作成方法

- ・全てのサービス内容について「当月算定額」を合算し、「総費用額」を算出します。
- ・**地域区分はありません。**
- ・利用者負担が「0円」の場合は、請求額は総費用額と同額です。
- ・利用者負担上限月額が「4,600円」、「9,300円」、「37,200円」の場合は、

$$\text{利用者負担額} = \text{総費用額} \times 5\%$$

$$\text{請求額} = \text{総費用額} - \text{利用者負担額}$$
 となります。
- ・利用者負担額が利用者負担上限月額を超えた場合は、

$$\text{利用者負担額} = \text{利用者負担上限月額}$$
 とします。
- ・上限額管理が行われている場合は、請求額集計欄の「上限額管理後利用者負担額」にその金額を記載し、

$$\text{請求額} = \text{総費用額} - \text{上限額管理後利用者負担額}$$
 とします。

<例1>

提供日	サービス提供時間	
	開始時間	終了時間
4月1日	10:00	12:00
4月15日	10:00	14:00

サービス支給決定：身体介護を伴う
 利用者負担上限月額：0円
 月の利用日数：2日

【明細書の「給付費明細欄」記載方法】

サービス内容	サービスコード	算定額	回数	当月算定額
伴う 2.0	1114	7,459	1	7,459
伴う 4.0	1118	11,188	1	11,188

総費用額（当月算定額合計）は

$$7,459円 + 11,188円 = 18,647円$$

利用者負担上限月額が0円のため、請求額 = 18,647円

<例2>

提供日	サービス提供時間	
	開始時間	終了時間
4月10日	7:00	9:00
4月20日	12:00	14:00
4月30日	16:00	19:30

サービス支給決定：身体介護を伴わない
 利用者負担上限月額：37,200円（利用者負担5%）
 月の利用日数：3日

【明細書の「給付費明細欄」記載方法】

サービス内容	サービスコード	算定額	回数	当月算定額
伴わない 2.0	5114	3,841	2	7,682
伴わない 3.5	5117	6,160	1	6,160
伴わない 早朝0.5	5222	291	2	582
伴わない 夜間0.5	5223	291	3	873

総費用額（当月算定額合計）は

$$7,682円 + 6,160円 + 582円 + 873円 = 15,297円$$

利用者負担上限月額は37,200円のため

$$\text{利用者負担額} = 15,297円 \times 5\% = 764円$$

$$\text{請求額} = 15,297円 - 764円 = \underline{14,533円}$$

移動支援給付費明細書

明細書 <例1>

令和 3 年 4 月分

受給者証番号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支給決定障害者等氏名	江東 一郎										
支給決定に係る障害児氏名											

指定事業所番号	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
請求事業者 事業者及びその事業所の名称	社会福祉法人▲▲会 △△△ヘルパーステーション										

利用者負担上限月額 ① 0

利用者負担 5%

利用者負担上限額管理事業所名称 管理結果 管理結果額

サービス内容	サービスコード				算定額				回数	当月算定額				摘要
	1	1	1	4	7	4	5	9		7	4	5	9	
伴う 2.0	1	1	1	4	7	4	5	9	1	7	4	5	9	
伴う 4.0	1	1	1	8	1	1	1	8	1	1	1	1	8	

請求額集計欄	サービス利用日数	2	日			
	総費用額	1	8	6	4	7
	利用者負担額②					0
	上限月額調整 (①②の内、少ない数)					0
	上限額管理後 利用者負担額					
	区請求額(給付費)	1	8	6	4	7

移動支援給付費明細書

明細書 <例2>

令和 3 年 4 月分

受給者証番号	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支給決定障害者等氏名	城東 次郎										
支給決定に係る障害児氏名											

指定事業所番号	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
請求事業者 事業者及びその事業所の名称	社会福祉法人▲▲会 △△△ヘルパーステーション										

利用者負担上限月額 ① 3 7 2 0 0

利用者負担 5%

利用者負担上限額管理事業所名称 管理結果 管理結果額

サービス内容	サービスコード	算定額				回数	当月算定額				摘要
		千	百	十	円		千	百	十	円	
伴わない 2.0	5 1 1 4	3	8	4	1	2	7	6	8	2	
伴わない 3.5	5 1 1 7	6	1	6	0	1	6	1	6	0	
伴わない 早朝0.5	5 2 2 2	2	9	1		2	5	8	2		
伴わない 夜間0.5	5 2 2 3	2	9	1		3	8	7	3		

サービス利用日数	3	日			
総費用額	1	5	2	9	7
利用者負担額②	7	6	4		
上限月額調整 (①②の内、少ない数)	7	6	4		
上限額管理後 利用者負担額					
区請求額(給付費)	1	4	5	3	3